

## 国の規制・制度改革に関する提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	行政手続の簡素化・迅速化	同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な“認可”を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、“届出”に緩和する、もしくは保険業法施行規則第14条の2で金融庁長官に提出すべき書類の一層の簡素化を検討いただきたい。	他の会社との兼職規制の趣旨は、専念義務が課されているとともに、保険会社に不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がない。むしろ、業務の親和性も高く、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。	保険業法第8条 同法施行規則第14条の3	金融庁
損害保険会社による信託業務の取扱い	規制・制度の撤廃や見直し	損害保険会社が保険金信託業務も含めた信託業務を兼営できるよう、保険会社の業務範囲に係る規制を見直す。	[現状] 現在、同じ金融業界に属しながら、銀行等に認められている信託業法に基づく信託業務の兼営が損害保険会社には認められていない。また、同じ保険業界にありながら、保険金信託業務は生命保険会社にのみ兼営が認められている状況にある。 [要望理由] 顧客から預かった資産の毀損を未然に防止するため金融機関に業務範囲規制が課せられることは当然のことであるが、同じ金融業界あるいは保険業界の中で、上記のような業務範囲の差異を設けることの合理的根拠を見出すことは困難であることから、本件要望する次第である。 [実現時の効果] 少子高齢化社会が急速に進展する中、家族信託あるいは福祉型信託の活用ニーズが高まっており、信託業務の担い手を拡げていくことが望まれている。後遺障害を負った方、介護状態になった方やお亡くなりになった方のご遺族等に対して保険金をお支払いする保険商品を取り扱う損害保険業務にはこれら信託業務への親和性があり、損害保険会社が信託業務を兼営できるようになることは顧客利便の向上につながり、また社会の要請に応えることにもなる。	保険業法第97条～第99条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条	金融庁

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
代理・代行業務の委託元保険会社等が合併により消滅した際の受託保険会社による認可・届出の不要化	行政手続の簡素化・迅速化	他の保険会社等の業務の代理・事務の代行を行うには、保険会社は当局の認可(グループ内の場合は届出)を得る必要があるが、当該他の保険会社等が合併消滅会社となったことのみをもって認可・届出の手続きを再度行うことは要さないこととしていただきたい。	既に認可を受けた(同一グループ内の場合は届出を経た)他の保険会社等からの代理・代行業務の受託について、当該他の保険会社等が合併する場合、当該他の保険会社等が消滅会社となった際には、形式上法人格が消滅するものとされ、合併前と実質的に同様の業務を合併後の保険会社等から受託し続ける場合であっても、受託保険会社は改めて認可申請・届出をし直す必要がある。合併においては合併前会社の権利義務は基本的に合併後の会社に承継されるとされていること、消滅会社となるか存続会社となるかで実質的には差がないことから、改めての認可・届出は不要としていただきたい。仮に不要とすることが叶わない場合であっても、せめて、業務内容に実質的変更がないときには、相手先が合併消滅会社となった旨の届出を要するに留めていただきたい。	保険業法第98条第2項	金融庁
保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和	規制・制度の撤廃や見直し	保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約(以下「当該保険契約」という。)の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるよう要望する。	当該保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。一方、昨今のインターネット環境の普及に伴い、インターネットを活用した保険契約申込手段の提供を通じて、消費者の利便性に大きく貢献しているものと思料する。しかしながら、当該保険契約においては書面交付が必須であることから、インターネットによる保険募集を行う場合であっても、インターネットのみでは申込みが完結せず、郵送等による書面のやり取りが一定発生することから、現在の規制はインターネット申し込みの利便性を阻害する要因となっている。当該説明の必要性を法的に措置しておくことを否定するものではないが、その方法を「書面の交付」に限定せず、この規制を緩和して電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便の向上を図りたい。	保険業法第100条の2に基づく内閣府令第53条第1項第3号および同条第2項	金融庁

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
人材派遣業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	基準や要件の見直し	人材派遣業務は保険業法第106条の従属業務として規定されており、金融庁告示第38号の収入依存度規制が適用されるが、当該業務を収入依存度規制の適用対象外とする。あるいは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下、「労働者派遣法」)における専ら派遣規制において、保険会社の子会社等を適用対象外とする。	[現状]「労働者派遣法の改正により派遣労働者の大半を特定の企業グループに派遣するいわゆる専ら派遣規制に係る定量的基準が導入された。 この法改正により、特定の企業グループに派遣する労働者の割合を80%以下にする必要があるが、保険業法の収入依存度規制と相反する性格のものである。 [要望理由]労働者派遣法と保険業法の収入依存度規制が並存したままでは、両方の規制を満たすことは実務上極めて困難。そもそも保険業界において今回の法改正の契機となったような派遣をめぐる重大な問題は生じていないものと認識しており、「一部企業にのみ派遣を行うことは広く需給調整を行っているとは言えない」との考えに基づく労働者派遣法の専ら派遣規制と、「子会社による人材派遣事業において広くグループ外を対象とすることを制限する」趣旨の保険業法規制との間に存在する政策目的のコンフリクトに関して、適切な調整が図られるべきである。 [実現時の効果](保険業法改正の場合)労働者派遣法の趣旨に鑑み、広く一般企業への派遣を行い、収益拡大機会が増大する。(労働者派遣法改正の場合)人材派遣業務を営む子会社の持続可能性が高まる。	保険業法第106条第2項第1号、同条第4項、同条第7項 保険業法施行規則第56条の2第1項第15号 金融庁告示第38号 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2	金融庁、厚生労働省
子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	基準や要件の見直し	収入依存先を、子法人等、関連法人等、及び、当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。	[現状]経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。 [要望理由]保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。 また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。 第1回国民の声にて「保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。	保険業法第106条第7項、平成14年金融庁告示第38号第2条第1項第1号等	金融庁
保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化	行政手続の簡素化・迅速化	包括移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。	[現状]簡易な合併手続き(会社法第796条第3項)の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。 [要望理由]これに対し、包括移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっていることは合理的でない。 本件は、平成23年4月8日「規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)」でも触れられているので、是非とも検討をお願いしたい。 *簡易合併の条件 合併対価の額が存続会社の純資産額の20%以下	保険業法第136条第1項	金融庁

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
グループ会社内での 事業再編手続の簡素化 (届出制への緩和等)	行政手続の簡素化・迅速化	保険持株会社傘下の保険会社間等、グループ会社内の合併、会社分割、事業譲渡を行う際の手続きにつき届出制とするとともに、提出書類を簡素化していただきたい。	現行の保険業法においては、保険会社間で合併、会社分割、事業譲渡等の組織再編を行う場合は認可を受ける必要がある。一方で、保険持株会社傘下における保険会社間等グループ会社内の組織再編に関しては、それ以外の会社との組織再編とは異なり、グループ会社内で機動的に判断、実施されるべきものである。また、直近の傾向としてグループ単位での規制の強化が進められる一方で、グループ内完結の対応については一部規制を緩和する動きもあるところであり、本件に関しても認可制から届出制に緩和するとともに、提出書類の簡素化を行うことにより、審査・確認ロードの軽減を図ることが適当であると思われる。	保険業法第142条、第167条、第173条の6、同法施行規則第94条、第105条、第105条の6	金融庁
少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	行政手続の簡素化・迅速化	金融機関が少額短期保険事業者の主要株主となる場合は、少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の提出を不要とすべきである。	少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になるようとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書について、住民票の抄本の提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。 一方、保険会社の主要株主基準以上の数の議決権を保有する者となるようする場合の認可の申請(保険業法施行規則第209条)においては、住民票の抄本の提出が求められていない。 金融機関(保険持株会社、銀行持株会社等を含む)は認可・免許を受けの際に金融庁に役員等の氏名等に関する書面の提出を求められており、その後も調査や立入検査等を含む監督下に置かれていることからすれば、少額短期保険の主要株主になる場合に改めて内容が重複する書面を提出し、さらに住民票の提出まで求めることは必要性に乏しく、かつ実務上煩雑である。	少額短期保険業者監督指針 -2-7-3 保険業法第272条の31、第272条の32及び第272条の33 同法施行規則第211条の72	金融庁
貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	規制・制度の撤廃や見直し	貿易保険法第57条には、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されているが、政府再保険を民間保険会社にも開放する。	[現状] 民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。 [要望理由] このような場合について、民間保険会社が国の再保険を利用できるようにご検討いただきたい。	貿易保険法第57条	経済産業省

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働」の許可基準	行政手続の簡素化・迅速化	東日本大震災のような、未曾有の災害発生時の損害保険業における損害調査業務については、「単なる業務上の繁忙その他これに準ずる経営上の必要(解釈例規)」として整理せず、許可の対象としていただきたい。	地震保険等において適正な保険金を支払うためには、迅速に付保物件の損害状況を調査する必要がある。未曾有の災害の発生時には、保険会社には迅速かつ適正な保険金支払いが社会的にも求められ、保険金の支払が通常の労働時間の運用により遅延し又は直ちに着手できないとすれば、損害保険の公益的機能の面から支障が生じる。 このため、交通機関の寸断等により他事業所からの人員の差し繰りが困難である期間については、「災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることができない場合(解釈例規)」に該当しており、これを許可の対象に加えていただきたい。	労働基準法第33条	厚生労働省
(みなし労働時間が法定労働時間を超える場合の)労使協定届出の本社一括届出/報告	行政手続の簡素化・迅速化	(みなし労働時間が法定労働時間を超える場合の)労使協定届出について、就業規則・36協定同様に、本社一括届出/報告を認めていただきたい。	実態として、同一企業・同一の職種であれば協定内容に大きな違いがなく、各事業場からそれぞれの所轄労働基準監督署へ届け出ること非効率である。	労働基準法第38条の2	厚生労働省
「企画業務型裁量労働制」の決議・決議の届出/定期報告の本社一括届出/報告	行政手続の簡素化・迅速化	各事業場単位で労使委員会を設置し決議をしているが、本社一括の決議、届出を可とする。各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本社一括の報告を可とする。	[現状] 実態として、同一企業・同一の職種であれば決議内容に大きな違いがなく、各事業場からそれぞれの所轄労働基準監督署へ届け出ことは非効率である。第3回国民の声にて、各労働基準監督署における把握が必要とされているが、労働時間の状況、健康・福祉確保の措置の定期報告についても本社で労働時間や健康状態等の管理をしている会社も多い。 [要望理由] 例えば、「時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)」を一括で届出ている法人等について本社より本社の所轄労働基準監督署へリスト等にして届け出ること可とすることで、制度趣旨を維持しつつ、ロードの削減も図ることができる。	労働基準法第38条の4第1項、第4項	厚生労働省
確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	規制・制度の撤廃や見直し	運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でない判断される運用商品について、除外要件を例えば「加入者等のうち2/3以上、もしくは過半数の同意」などへ緩和していただきたい。	運用商品の除外には、当該運用商品を選択して運用の指図を行う加入者および運用指図者全員の同意が求められているが、現実的に当該運用商品の加入者等全員の同意を取得することは困難である。 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でない判断される運用商品について速やかに除外できるよう、除外基準を緩和することで、適切な運用商品が選定、提示されることを確保する。	確定拠出年金法第26条、 確定拠出年金法施行規則第20条の2	厚生労働省

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	規制・制度の撤廃や見直し	経済的困窮時においては、米国の401k制度のように、税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、確定拠出年金普及の阻害要因となっている。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。	確定拠出年金法第28条 確定拠出年金法第32条	厚生労働省
確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	規制・制度の撤廃や見直し	確定拠出年金制度において、個人型年金への第3号被保険者、公務員の加入を認めていただきたい。	確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。 [現状] 確定拠出年金において、家事従事者などの第3号被保険者や公務員は、個人型年金への加入が認められていない。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。	確定拠出年金法第62条	厚生労働省
確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	規制・制度の撤廃や見直し	中小企業退職金共済の被共済員の年金資産保全という観点より、中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度(企業型)への資産移換を可能としていただきたい。	中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。	中小企業退職金共済法第8条、第17条	厚生労働省
社会保険料の算出方法の変更	基準や要件の見直し	健康保険料、厚生年金保険料を算出する際の標準報酬月額や定時決定(算定基礎届)・随時改定(月額変更届)による算出を廃止する。例えば、雇用保険料や賞与の保険料を算出する標準賞与額のように、実際に支払われた給与に対し料率を乗ずる方式に変更する。	[現状] 現行の方法では、過去に給与の誤支給があった際、過去に遡及して全ての月変・算定を見直した上で、保険料精算・紙の訂正届けを作成しなくてはならず、非常に非効率である。また、既退職者との精算も困難である。 第1回国民の声にて、今後、国民的議論を行いながら、新制度の具体的な制度設計を進めていく旨の回答が出されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。	厚生年金保険法第20条、第81条第2項など	厚生労働省

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
自動車リサイクルシステムを活用した盗難車の不正輸出防止	規制・制度の撤廃や見直し	中古自動車を部品に解体し、輸出する際の通関手続時に、輸出申告者に対し自動車リサイクル法に基づく manifests (管理票) を税関に提示することにより、無許可解体業者等による盗難車の不正輸出の防止を図るべきである。	<p>自動車は一旦部品に解体されてしまうと、その部品が盗難車のものか判別する手立てがないため、現状、盗難車は大半が解体され、中古自動車部品として不正に輸出されている。不正輸出防止に向け、新潟では自動車リサイクルシステムを活用した独自の取り組みが行われている。</p> <p>平成22年に公表された「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」では、盗難車の不適正解体への対策を検討課題に挙げているが、今後、関係省庁が協力し、新潟の取り組みを全国の港に拡大するよう要望する。</p> <p>&lt;新潟の取り組み&gt;</p> <p>自動車リサイクル法により都道府県知事の許可を受けた解体業者は、同法の再資源化の基準に従って解体を行い、解体自動車を製品の原材料として利用するものとして輸出する場合に限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触せず、輸出が可能である。現在、新潟では、この制度の担保措置として義務付けられている解体自動車の全部利用に係る電子 manifests (移動報告) の画面印刷物の提出を輸出申告時に求めるなどして、不正輸出の防止を図っている。盗難車の不正輸出の場合、無許可解体業者が盗難車を解体しているケースが多く、これらの業者では、電子 manifests の画面印刷物の提出は不可能で、不正輸出の防止だけでなく、無許可解体業者の排除にも効果を発揮している。本来、税関での輸出貨物の審査は、関税法第70条の規定に基づき他法令において必要があると定められた貨物についてのみ行うものである。新潟の取り組みは根拠法令・条例等によらず、新潟県、県警、税関の連携による運用で行っている。</p>		警察庁、財務省、経済産業省、環境省
インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止	規制・制度の撤廃や見直し	インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止のための相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度を設ける。	<p>[現状] 平成21年度に総合セキュリティ対策会議がまとめた報告書の中ではインターネットオークション事業者に対し「出品時のカーナビの製造番号の記載の義務化」、「製造番号に係る部分の画像の掲載の推奨」、「盗品と疑わしきカーナビの製造番号の検索可能化」などを行うことが望ましい旨記述されているが対策は全業者で実施されていない状況である。</p> <p>[要望理由] そのため、盗品カーナビの流通阻止を目的に相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化について本格的に検討すべきと考える。</p> <p>第1回国民の声にて、「事業者等の関係者が連携してインターネット・オークションにおける盗品カーナビの流通防止を図っていく」との回答を得ており、是非とも検討を進めていただきたい。</p>	古物営業法第21条の2及び第21条の3	警察庁

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定	規制・制度の撤廃 や見直し	現状、自動車盗難対策として、最も効果的であるイモビライザ(電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム)を無効化する器具を業務その他正当な理由による場合を除き、所持することなどを制限することにより、自動車の盗難防止等を図る。	<p>[現状] イモビライザを無効化する機器の所持等を目的とした法令、規制はない。</p> <p>[要望理由] 近年、自動車の盗難を防止するために車両に装備している「イモビライザ」の機能を無効化する器具を用いた盗難が増加し反社会的勢力および不良外国人の資金源になっている。現在何の規制もないためインターネット上で購入できるときもあり、この器具が広く流通するに至っており、所持できること自体が問題となっている。また盗難車両を用いた二次犯罪が発生している。</p> <p>このような状況に対し、何ら対策を講じなければ、自動車盗難が増加し続け、消費者がイモビライザ装着車を選好したとしても自動車盗難に遭うことを防ぎようがない。</p> <p>住宅侵入犯罪が増加したときに、その対策として「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)が制定したように、イモビライザを無効化する器具の所持等を法律で規制し、国民の財産を守る方策を講じる必要がある。</p> <p>[実現時の効果] 類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数は激減したと同様に、自動車盗難を激減させることができる。また、反社会的勢力および不良外国人の資金源を断つことができ、社会の安全・安心に寄与する。</p>	-	警察庁、国土交通省、経済産業省
商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	行政手続の簡素化・迅速化	会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。	<p>[現状] 過去に中央省庁OBを狙った殺傷事件が発生したが、企業トップもいつテロ行為の標的にならないとも限らない。</p> <p>こうした状況下、商業登記簿謄本で会社代表者の住所を誰でも取得できる状態を放置することは、このリスクを高めるのみならず、個人情報保護の風潮にも逆行するものである。</p> <p>[要望理由] 登記簿への住所記載の理由は、登記の真实性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の通知のため等が考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者との利害関係を証明することで住所記載の証明書を取得できる、とすることで十分機能を果たせると考える。</p> <p>本件は、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)」において検討項目とされているので、是非とも検討を進めていただきたい。</p>	会社法第911条第3項第14号 商業登記規則第30条第1項	法務省



提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
住民税特別徴収関連 手続き全般の電子 化・オンライン化およ び窓口の一本化	行政手続の簡素 化・迅速化	住民税特別徴収に係る 全ての手続きは、eLTAX をベースとし、全自治体 において電子的に行え るようにすべきである。 これにより、給与支払 報告書の電子データ提 出の窓口の一本化、 企業に対する課税通知 書の電子化(1企業に対 して1つの電子データで の提供)、個人への課 税額通知方法の見直し (データを1本化し、各納 税者が専用HPへアクセ スすることにより参照で きる仕組みを構築す る)、各種異動手続き のオンライン化、各種 書類のフォーマットの全 国統一、を実現すべきで ある。	<p>総務省により地方税の電子化(eLTAX)が進められてはいるが、市区町村単位の対応となっている。(2012年7月現在 155市249町89村が未導入)。現状では、電子納付の利用は現実的ではなく、結果大量の紙を各市町村へ郵送せざるを得ない。早急に全国展開を実現し、全市町村分の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番号等で各市町村に振り分けるべきである。</p> <p>課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに異なることにより、管理が困難かつ非効率な状態であるため。</p> <p>インプットミスによる誤徴収防止のため。</p> <p>上記と同様。</p> <p>上記と同様。</p> <p>なお、については、上記理由に加えて、自然環境保護(紙の削減)や個人情報流出リスクの削減等の効果も見込まれる。</p>	地方税法第317条の 6、第321条の4・5、地 方税法施行規則第2 条、第10条	総務省、各 地方自治体